「農地中間管理機構」広報業務委託仕様書

１.委託業務名

　　「農地中間管理機構※」広報業務　　　　　　　　　　　　※末尾に説明掲載

２.業務の目的

平成26年度から、国の成長戦略の１つである農地中間管理機構が始動し、公益財団法人熊本県農業公社（以下、「農業公社」という。）が農地中間管理機構（以下、「機構」という。）となり業務を開始している。

しかし、まだ機構の周知が十分浸透しておらず、農地を借りたい人（以下、「受け手」という。）に対して農地を預けたい人（以下、「出し手」という。）の割合が少なく、アンバランスな状況となっている。

そこで、安心して機構へ農地を預けてもらえるように機構業務等の浸透を図り、農地の出し手を増やし、機構を介した農地の貸借を促進させる。

３.業務委託内容

【自由企画】

県内の出し手として想定される人（下記Ⅰ）へ、各種広報媒体を効果的に活用し、周知内容（下記Ⅱ）を周知・浸透させる企画を作成し、計画的に実施する。

企画内容については基本的に自由とするが、以下の点に留意すること。

Ⅰ　出し手として想定される人

①相続した農地の借り手を探している非農家

　　　　・農業以外で生計を得ている。

　　　　・住居は農村部、都市部の両方のケースあり。

　　　　・地域の農家関係の情報を必要としておらず、集落の寄合や地域の農協等へ立ち寄りもない。

②高齢等により農業経営を縮小あるいはリタイアする農業者

・今のところは農業を営んでおり、農協等への立ち寄りもある。

・担い手や役員などではないので、会合で情報を得ることは少ない。

・社会福祉施設や老健等に入居している高齢者及び家族

Ⅱ　周知内容

　　　　・農地中間管理機構「農地バンクくまもと」は県の指定機関であり、安心して農地を預けられる機関である。

・「農地バンクくまもと」を利用すると、受け手を探したり交渉したりする必要がなく、受け手との賃料のやり取りもないので、わずらわしさ等がない。

４　委託期間

　　　委託契約の日から令和２年３月１３日（金）まで

５　業務執行体制

（１）正副２人を担当者とする。

（２）上記担当者は、事業内容等や進捗状況について、農業公社担当者と密に協議を行うこととする。

６　成果品

　　　次の成果品を提出することとする。

（１）業務完了報告書

　　　完了した全体事業の概要

（２）機構周知・ＰＲ資材

　　　業務１～３において、農業公社と協議のうえ作成した資材。

７　その他

（１）成果品の著作権は農業公社に帰属する。

（２）PR資材の作成等については、農業公社と受託者が協議して変更する場合があり得る。

（３）本仕様書に定めがない事項であっても、当方が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施することとする。

（４）農業公社は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。

（５）受託者は、個人情報保護法を順守し、個人情報が漏れることはないようにすること。

（６）受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、農業公社と協議のうえ、解決する。

※「農地中間管理機構」とは

　　農業経営を縮小される方や相続した農地の借り手を探している方などから農地を借り受け、地域の担い手農家などに貸し出しを行う機関。

　　熊本県では、公益財団法人熊本県農業公社が、平成２６年３月に県から「農地中間管理機構」として指定を受け、平成２６年４月１日から業務を開始。